

# 米国バンクローンファンド(為替ヘッジあり) 2014-05

単位型投信／海外／その他資産(バンクローン)



- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
  - ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
  - 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
  - ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。
- <委託会社> [ファンドの運用の指図を行なう者]  
日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号  
ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>  
コールセンター 電話番号 0120-25-1404(午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)
- <受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]  
三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「米国バンクローンファンド(為替ヘッジあり)2014-05」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2014年4月21日に関東財務局長に提出しています。
- 有価証券届出書の届出の効力が発生するまでに、記載内容が訂正される場合があります。効力の発生の有無については、委託会社のホームページで確認いただけます。

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                                     |      |        |               |               |
|---------|--------|-------------------|--|------|--------|---------------|---------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                                   | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態          | 為替ヘッジ         |
| 単位型     | 海外     | その他資産<br>(バンクローン) | その他資産<br>(投資信託証券<br>(その他資産<br>(バンクローン))) | 年4回  | 北米     | ファミリー<br>ファンド | あり<br>(フルヘッジ) |

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。  
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### <委託会社の情報>

|                        |                           |
|------------------------|---------------------------|
| 委託会社名                  | 日興アセットマネジメント株式会社          |
| 設立年月日                  | 1959年12月1日                |
| 資本金                    | 173億6,304万円               |
| 運用する投資信託財産の<br>合計純資産総額 | 9兆3,460億円<br>(2014年2月末現在) |

## ファンドの目的

主として、米国の優先担保付バンクローン(貸付債権)を主要投資対象とする投資信託証券に実質的に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざします。

## ファンドの特色

### 1 主として、米国の優先担保付バンクローン(貸付債権)に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざします。

- 流動性などを考慮して、米国のハイイールド社債などへの投資を行なう場合があります。
- 外貨建て資産については、為替変動リスクを回避するため、原則として為替のフルヘッジを行ないます。

※為替ヘッジを行なう際、対象通貨の短期金利より円の短期金利が低い場合には、為替ヘッジコストがかかります。また、必ずしも為替変動リスクが完全に排除されるとは限りません。

### 2 PIMCOの運用力を活用し、収益の獲得をめざします。

- 当ファンドの実質的な主要投資対象である外国投資信託の運用は、米国の資産運用会社の大手の一角であるPIMCO(パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)が行ないます。
- マザーファンドにおける運用指図は、PIMCOの日本拠点である「ピムコジャパンリミテッド」が行ないます。

### 3 年4回(原則、2月、5月、8月、11月の各15日)決算を行ないます。

- 毎決算時に分配方針に基づき、収益分配を行なうことをめざします。
- 当ファンドは、約3年の信託期間を経て2017年5月15日に償還する予定です。

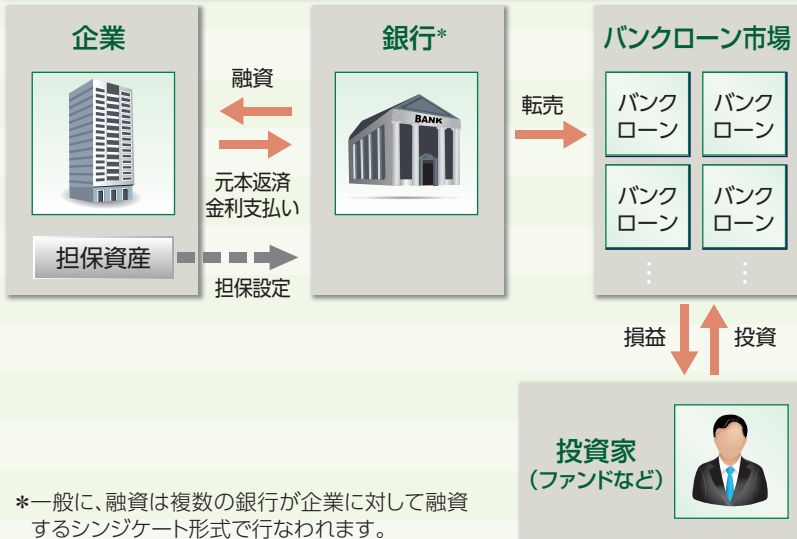
※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

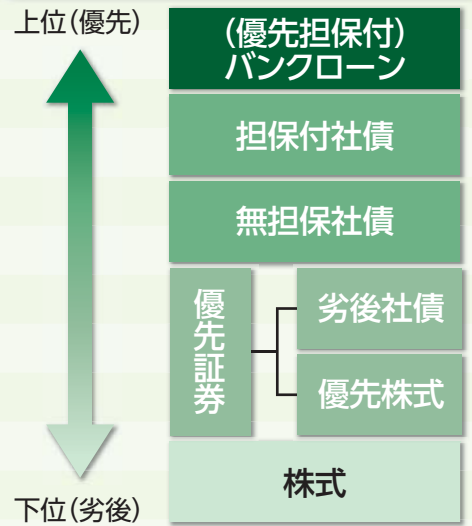
# 「バンクローン」とは

- 銀行が企業などに対して行なった融資（貸付債権）のうち、債権者である銀行が流通市場に売却し、流通市場を通して他者と取引されているものをバンクローンと称し、一般に担保が設定されています。
- バンクローンは、企業が破たんした場合などにおける、返済の優先順位が高くなっていることから、一般的な社債と比べて、デフォルト（債務不履行）時の元本回収率が高く、元本安全性が高くなっています。

## バンクローンへの投資のイメージ



## 返済の優先順位(弁済順位)



\*一般に、融資は複数の銀行が企業に対して融資するシンジケート形式で行なわれます。

※上記はイメージ図であり、実際と異なる場合があります。

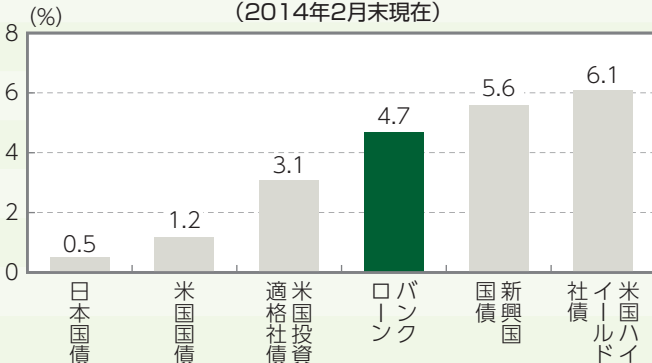
# 「バンクローン」の特長

## ①相対的に高い利回り

- バンクローンは、一般に、相対的に信用格付が低い企業などに対する貸付債権であるため、その利回りは相対的に高くなる傾向にあり、他の資産と比較した利回り水準は、魅力的であると言えます。
- 米国では、景気回復に伴ない企業の資金需要が高まっていることなどから、銀行融資が増加しており、バンクローン市場の規模も拡大傾向にあります。

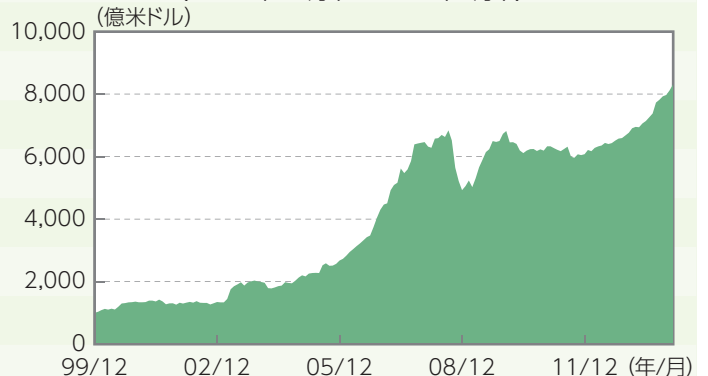
## バンクローンの利回りは相対的に高い水準

【各資産の利回り水準】  
(2014年2月末現在)



## バンクローンの市場規模は拡大傾向

【バンクローン市場の規模(インデックスベース)の推移】  
(1999年12月末～2014年2月末)



・バンクローン:JPモルガン・リクイッド・ローン・インデックス、  
日本国債、米国国債:シティ世界国債インデックス(日本、米国)、  
米国投資適格社債:BofAメリルリンチ・コーポレート・マスター・インデックス、  
新興国債:JPモルガンEMBIグローバル・ディバースィファイド、  
米国ハイイールド社債:BofAメリルリンチ・米国ハイイールド・マスターII・  
インデックス

※上記は過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。



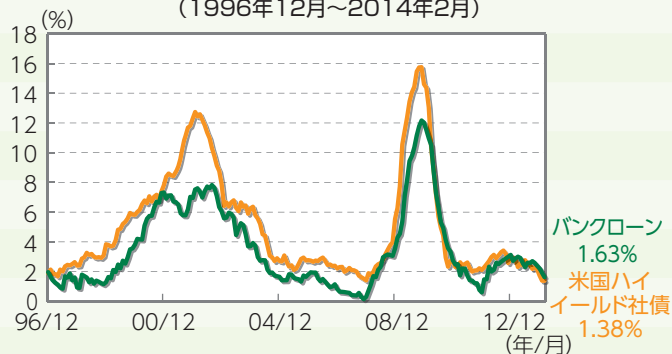
## ②元本保全性の高さ

- バンクローンのデフォルト率(債務不履行率)は、リーマン・ショック時などに上昇をみせたものの、近年では概ね低位での推移となりました。また、バンクローンは、融資実行後も財務面などにおいて厳格な審査が実施されているため、デフォルト率が相対的に低くなっていると考えられます。
- 更に、バンクローンに設定された担保の弁済順位(破たん時などにおける返済順位)は高い(優先される)ため、デフォルトした場合の元本回収率は、社債などと比較して高い水準にあります。

### 近年概ね低位で推移するデフォルト率

【デフォルト率の推移】

(1996年12月～2014年2月)

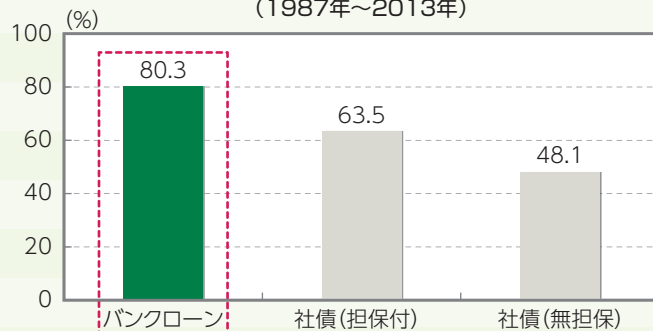


出所:ピムコジャパンリミテッド、データは発行体ベースの値です。

### デフォルト後の回収率は社債と比較し高水準

【デフォルト後の平均回収率】

(1987年～2013年)



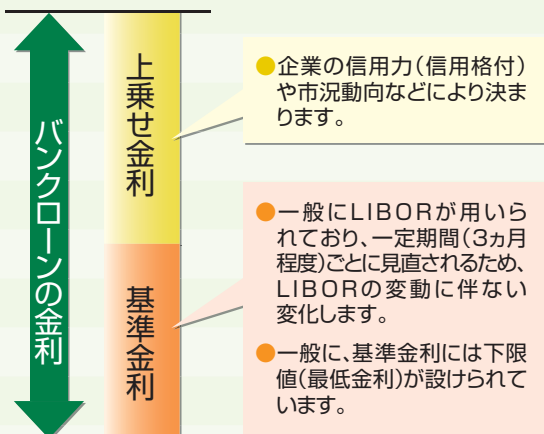
※社債にはハイイールド社債を含みます。  
出所:ムーディーズ

## ③金利上昇時の優位性

- バンクローンの金利は、一般に変動金利が採用されており、市場金利の水準に基づき一定期間毎に見直されます。
- 金利上昇局面において、変動金利の資産は固定金利の資産と比較して、相対的に高いパフォーマンスとなる傾向があります。

### バンクローン金利の構造

バンクローンの金利は、「基準金利」と、企業ごとに異なる「上乗せ金利」により構成されます。

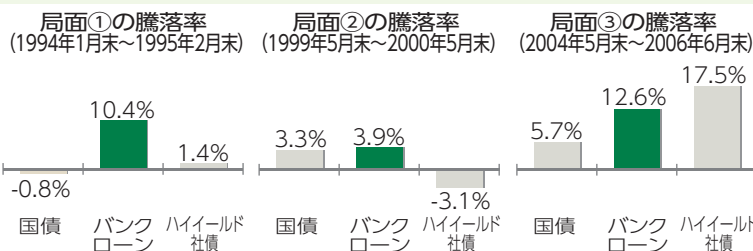
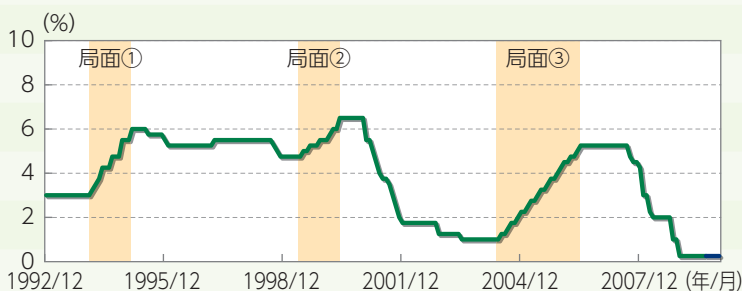


※上記はイメージ図であり、実際とは異なる場合があります。

### 金利上昇局面に見られた相対的に高いパフォーマンス

【米国の政策金利の推移と各局面における米国資産の騰落率】

(1992年12月末～2009年12月末)



・国債:シティ世界国債インデックス(米国)、  
バンクローン:CSレバレッジド・ローン・インデックス、  
ハイイールド社債:BofAメリルリンチ・米国ハイイールド・マスターII・インデックス  
※CSレバレッジド・ローン・インデックスは、当ファンドのベンチマークではなく、  
当ファンドのパフォーマンスを示唆するものではありません。

※上記は過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

# 「バンクローン」のパフォーマンス

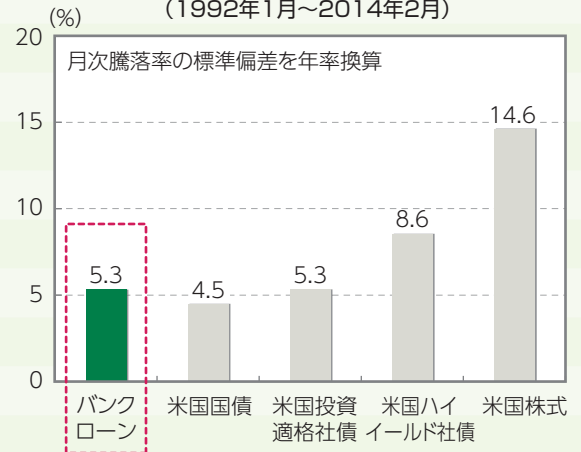
●バンクローンは、一般に変動金利であることから、ハイイールド社債などに比べ値動きが穏やかになる傾向があり、リターンが相対的に安定するとともに、リスク水準も低くなりました。

## ハイイールド社債や株式に比べ、リターンは安定的

【各資産のパフォーマンスの推移】  
(1991年12月末～2014年2月末)



【各資産のリスク水準】  
(1992年1月～2014年2月)



【バンクローンの過去の年間騰落率(指数ベース)】

| 07年  | 08年    | 09年   | 10年   | 11年  | 12年  | 13年  |
|------|--------|-------|-------|------|------|------|
| 1.9% | -28.8% | 44.9% | 10.0% | 1.8% | 9.4% | 6.2% |

・バンクローン:CSレバレッジド・ローン・インデックス、米国国債:シティ世界国債インデックス(米国)、米国投資適格社債:BofAメリルリンチ・コーポレート・マスター・インデックス、米国ハイイールド社債:BofAメリルリンチ・米国ハイイールド・マスターII・インデックス、米国株式:S&P500株価指数(トータル・リターン)  
 ・指数は全て米ドルベースを使用。  
 ・CSレバレッジド・ローン・インデックスは、当ファンドのベンチマークではなく、当ファンドのパフォーマンスを示唆するものではありません。

# 運用会社「PIMCO」について

●PIMCO(パシフィック・インベストメント・マネジмент・カンパニー・エルエルシー)は、1971年に設立された米国の資産運用会社で、債券投資において優れた運用成果を有し、数多くの受賞歴を誇ります。

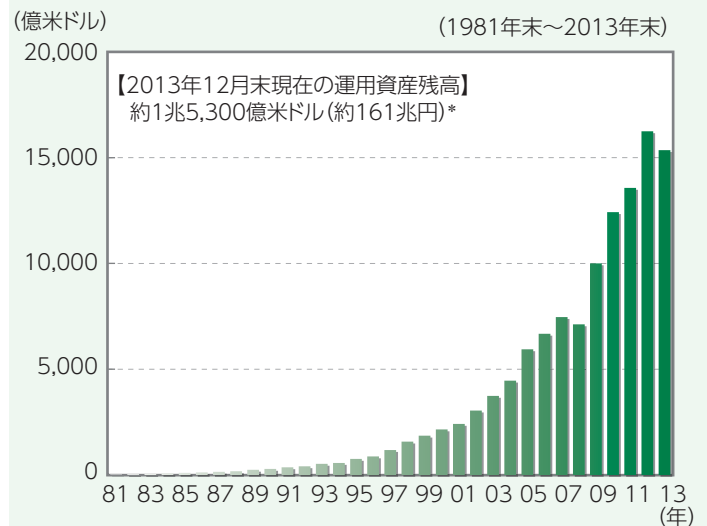
## PIMCOについて

- PIMCOは米国カリフォルニア州に本拠を置く、世界有数の資産運用会社です。
- 個別企業のデフォルト(債務不履行)を徹底的に回避することをめざした運用スタイルを追求しており、2007年のサブプライムローン問題や、2010年に本格化したギリシャの財政問題を予測するなど、マクロ経済見通しにおいても実績があります。

## PIMCOのバンクローン運用について

- 1996年からバンクローンの運用を開始しています。
- 規模が大きく、流動性の高い銘柄を中心に、担保の質や企業の資本構造などを精査して銘柄を選択し、運用を行なっています。

## PIMCOの運用資産残高推移



\*1米ドル=105.36円で換算

(2013年12月末現在)

出所:PIMCO

※上記は過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

# 為替ヘッジについて

- 当ファンドは、投資先の外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。
- 為替ヘッジを行なった場合、対象通貨国と日本の短期金利差に相当する為替ヘッジコストがかかります。また、必ずしも為替変動リスクが完全に排除できるとは限りません。

## 為替ヘッジのメリット/デメリット

### メリット

- 円高時の為替差損の回避が期待できる。  
※必ずしも為替変動リスクが完全に排除されるとは限りません。
- 「対象通貨国の短期金利<日本の短期金利」の場合、為替ヘッジプレミアム(概ね2国間の短期金利差)の獲得が期待できる。

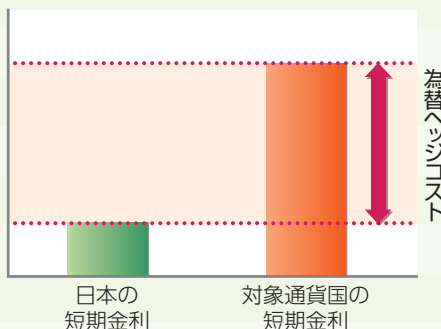
### デメリット

- 円安時に為替差益を獲得できない。
- 「対象通貨国の短期金利>日本の短期金利」の場合、為替ヘッジコスト(概ね2国間の短期金利差)を支払うことになる。

※上記は一般論であり、実際と異なる場合があります。

## 為替ヘッジコストについて(イメージ)

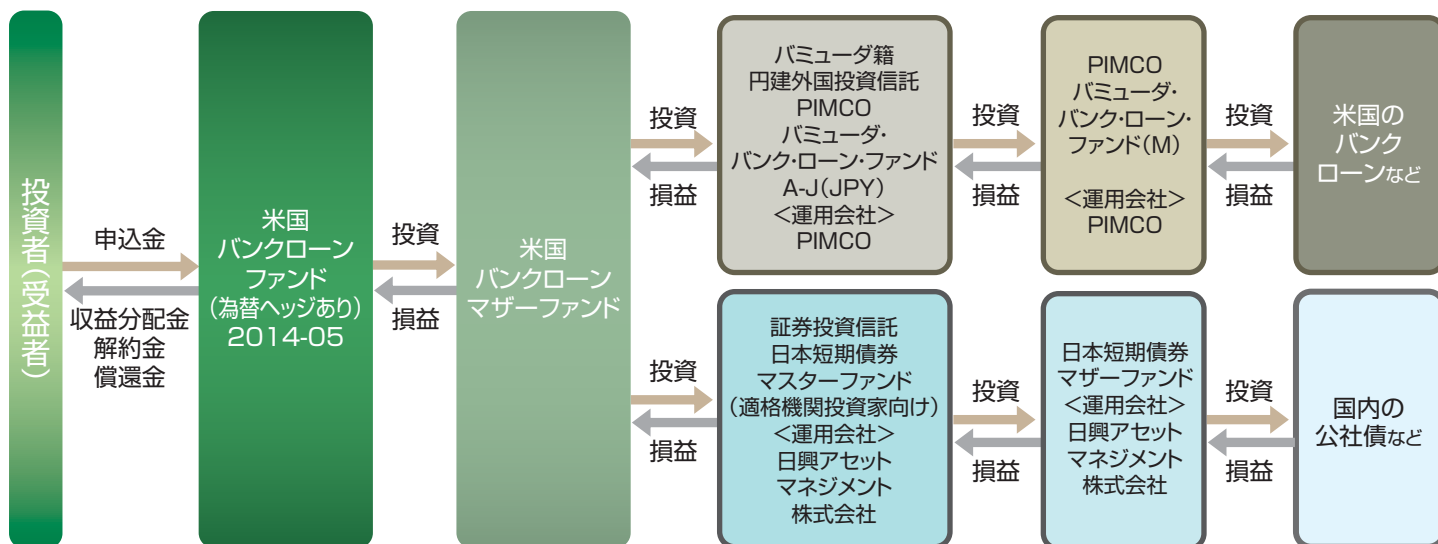
■ 為替ヘッジに係る為替ヘッジコストは、対象通貨国の短期金利と日本の短期金利の差額相当となります。



※上記はあくまでイメージであり、実際とは異なる場合があります。

# ファンドの仕組み

- 当ファンドは、主にマザーファンドに投資を行なうファミリーファンド方式で運用を行ないます。



### ■主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

### ■分配方針

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



# 投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

## 基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に優先担保付バンクローン(貸付債権)および債券を実質的な投資対象としますので、優先担保付バンクローン(貸付債権)および債券の価格の下落や、優先担保付バンクローン(貸付債権)の債務者、優先担保付バンクローン(貸付債権)および債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

実質的に投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

## 価格変動リスク

・優先担保付バンクローン(貸付債権)は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、裏付けとなるローンの内容、種類、残存期間、利払いまでの期間および利率の条件などにより個別のローンごとに異なります。

・公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

## 流動性リスク

・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券等の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

・優先担保付バンクローン(貸付債権)は、公社債などの有価証券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。また、資産の転売についても契約上制限されていることがあり、ファンドの資金流動性に影響を与え、不測の損失を被るリスクがあります。

## 信用リスク

・優先担保付バンクローン(貸付債権)の債務者が倒産等に陥り、利払いの遅延や元本の返済が滞るデフォルトが発生した場合、あるいはこうした状況に陥ると予想される場合、優先担保付バンクローン(貸付債権)の評価が下落(評価がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、担保の回収等により弁済されますが、担保価値の下落等によって、投資元本に対して投資した資金が回収できないリスクがあります。

・優先担保付バンクローン(貸付債権)の主幹事行はローンの元利金を回収する責務を負っているため、主幹事行の破産や倒産等により、元利金の受け取りが遅延する可能性があります。

・公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

・一般にハイイールド債券は、上位に格付された債券と比較して、利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じる可能性が高いと考えられます。

## 為替変動リスク

実質的に投資対象とする外国投資信託の組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。



## 期限前償還リスク

優先担保付バンクローン(貸付債権)において、予定される利息および元本の支払いの他、債務者の選択による期限前弁済を認めることがあり、この場合は、予定されていた利払いの一部が得られないことがあります。

## 期限前償還に伴う再投資リスク

優先担保付バンクローン(貸付債権)が期限前償還された場合には、償還された金銭を再投資することになりますが、金利低下局面においては、再投資した利回りが償還まで持ち続けられた場合の利回りより低くなる場合があります。

※ファンドが実質的に投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

## リスクの管理体制

- リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理および法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2014年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 運用実績

ファンドの運用は、2014年5月30日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。

### 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

### 分配の推移

該当事項はありません。

### 主要な資産の状況

該当事項はありません。

### 年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

## お申込みメモ

|                |   |
|----------------|---|
| 購入単位           | 販売会社が定める単位<br>※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。  |
| 購入価額           | 1口当たり1円   |
| 購入代金           | 購入申込期間の最終日(2014年5月29日)までにお支払いください。  |
| 換金単位           | 1口単位<br>※販売会社によって異なる場合があります。  |
| 換金価額           | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額   |
| 換金代金           | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。  |
| 申込締切時間         | <購入><br>購入申込期間の最終日(2014年5月29日)の午後5時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを購入申込受付分とします。<br><換金><br>原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。   |
| 購入の申込期間        | 2014年5月7日から2014年5月29日までとします。  |
| 換金申込不可日        | 販売会社の営業日であっても、換金の申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。  |
| 換金制限           | ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。   |
| 換金申込受付の中止及び取消し | 委託会社は、実質的に投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた換金の申込みの受付を取り消すことができます。 |
| 信託期間           | 2017年5月15日まで(2014年5月30日設定)  |
| 繰上償還           | 次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。<br>・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合<br>・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき   |
| 決算日            | 毎年2月、5月、8月、11月の各15日(休業日の場合は翌営業日)  |
| 収益分配           | 年4回、分配方針に基づいて分配を行ないます。  |
| 信託金の限度額        | 300億円   |
| 公告             | 電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。<br>ホームページ アドレス <a href="http://www.nikkoam.com/">http://www.nikkoam.com/</a><br>※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。   |
| 運用報告書          | 年2回(5月、11月)および償還後に運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。  |
| 課税関係           | 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。<br>・公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。<br>・配当控除の適用はありません。<br>・益金不算入制度は適用されません。   |

# ファンドの費用・税金

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

|         |  |
|---------|--|
| 購入時手数料  | <b>購入価額(1口当たり1円)に対し2.7%(税抜2.5%)以内</b><br>※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 |
| 信託財産留保額 | <b>換金時の基準価額に対し0.3%</b>   |

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用<br>(信託報酬)          | 当ファンド  | <p>ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.7064%(税抜1.58%)<br/>運用管理費用は、毎計算期末、ならびに換金時または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p style="text-align: center;">&lt;運用管理費用の配分(税抜)&gt;</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4">運用管理費用(年率)</th> </tr> <tr> <th>合 計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.58%</td> <td>0.92%</td> <td>0.63%</td> <td>0.03%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。<br/>※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。</p> | 運用管理費用(年率) |      |  |  | 合 計 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 1.58% | 0.92% | 0.63% | 0.03% |
|---------------------------|--|---|------------|------|--|--|-----|------|------|------|-------|-------|-------|-------|
|                           | 運用管理費用(年率)   |   |            |      |  |  |     |      |      |      |       |       |       |       |
|                           | 合 計  | 委託会社  | 販売会社       | 受託会社 |  |  |     |      |      |      |       |       |       |       |
| 1.58%                     | 0.92%  | 0.63%   | 0.03%      |      |  |  |     |      |      |      |       |       |       |       |
| 実質的に<br>投資対象とする<br>投資信託証券 | <p>純資産総額に対し年率0.00162%(税抜0.0015%)程度<br/>※実質的に投資対象とする「PIMCO バミューダ・バンク・ローン・ファンド A-J(JPY)」を99%、「日本短期債券マスターファンド(適格機関投資家向け)」を1%組み入れると想定した場合の概算値です。</p> |   |            |      |  |  |     |      |      |      |       |       |       |       |
| 実質的な負担                    | <p><b>純資産総額に対し年率1.70802%(税抜1.5815%)程度</b><br/>※実質的に投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。</p>   |   |            |      |  |  |     |      |      |      |       |       |       |       |
| その他の<br>費用・手数料            | 諸費用<br>(目論見書の<br>作成費用など)   | <p><b>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</b><br/>①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。</p>  |            |      |  |  |     |      |      |      |       |       |       |       |
|                           | 売買委託<br>手数料など  | <p>組入る有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。<br/>※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</p>   |            |      |  |  |     |      |      |      |       |       |       |       |

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期           | 項 目       | 税 金   |
|---------------|-----------|---|
| 分配時           | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>分配金に対して20.315%                   |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2014年4月21日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



**nikko am**